

平成 3 1 年第 1 回紀の川市議会定例会 第 1 日

平成 3 1 年 2 月 2 6 日（火曜日） 開 会 午前 9 時 2 9 分

散 会 午後 1 時 3 3 分

◎議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 1 号 教育委員会教育長の任命について

議案第 2 号 農業委員会委員の任命について

議案第 3 号 農業委員会委員の任命について

議案第 4 号 農業委員会委員の任命について

議案第 5 号 農業委員会委員の任命について

議案第 6 号 農業委員会委員の任命について

議案第 7 号 農業委員会委員の任命について

議案第 8 号 農業委員会委員の任命について

議案第 9 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 0 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 1 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 2 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 3 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 4 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 5 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 6 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 7 号 農業委員会委員の任命について

議案第 1 8 号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定について

議案第 1 9 号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第 2 0 号 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定について

- 議案第21号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第25号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について
- 議案第26号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 紀の川市立保育所条例の一部改正について
- 議案第30号 紀の川市営住宅条例の一部改正について
- 議案第31号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第33号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止について
- 議案第35号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第36号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第37号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第38号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第39号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第40号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について

- 議案第42号 平成31年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第43号 平成31年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第45号 平成31年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第47号 平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第49号 平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第50号 平成31年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第51号 平成31年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第52号 平成31年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第53号 平成31年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第54号 平成31年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について
- 議案第55号 平成31年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第56号 平成31年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第57号 平成31年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
- 議案第58号 平成31年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
- 議案第59号 平成31年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
- 議案第60号 平成31年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
- 議案第61号 平成31年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
- 議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（22名）

1 番 門 眞一郎	2 番 上 野 宗 彦	3 番 仲 谷 妙 子
4 番 船 木 孝 明	5 番 中 尾 太久也	6 番 太 田 加寿也
7 番 石 脇 順 治	8 番 並 松 八 重	9 番 中 村 ま き
10 番 大 谷 さつき	11 番 阪 中 晃	12 番 榎 本 喜 之
13 番 高 田 英 亮	14 番 室 谷 伊 則	15 番 森 田 幾 久
16 番 村 垣 正 造	17 番 堂 脇 光 弘	18 番 竹 村 広 明
19 番 石 井 仁	20 番 杉 原 勲	21 番 川 原 一 泰
22 番 坂 本 康 隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開会 午前 9時29分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

議員各位には、平成31年第1回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより、平成31年第1回紀の川市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（坂本康隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番 阪中 晃君、12番 榎本喜之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る2月14日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、「市長の専決処分事項報告」の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により「例月出納検査の結果報告」、地方自治法第199条第9項の規定により「定期監査の結果報告」がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

なお、その他の報告につきましてもお手元に配付しているとおりですので、御確認いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について ま
で

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの70件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成31年第1回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に上程しております諸議案に係る提案理由等の説明に先立ち、新年度に実施いたします新政策及び当初予算の基本的な考え方について御説明を申し上げたいと思います。

市長就任後13年間、「安全・安心なまちづくり」を最重点に位置づけ、市民の皆様には「合併してよかった」と言ってもらえるようにまちづくりを進めてまいりましたが、まだまだ道半ばであると感じております。

引き続き、市民の皆様にご満足いただけるような市政運営に全身全霊を込めて取り組んでまいりたいと決意を新たにしておるところでございます。

さて、平成31年度当初予算の規模につきましては、一般会計で304億7,000万円、前年と比較すると15億円、5.2%の増加となり、7年ぶりに増額となりました。

次に、特別会計は、19会計合わせて178億7,196万円、公営企業会計は、2会計合わせて25億3,042万1,000円、全会計を合わせた予算規模は、508億7,238万1,000円となります。

来年度の予算は、平成30年度からスタートした第2次紀の川市長期総合計画に掲げる市の将来像、「人が行き交う自然の恵みあふれる住みよいまち」を着実に実現するため、引き続き、五つのまちづくりの目標を中心とした取り組みを推進をしていく予算を編成いたしました。

一つ目の「安全・安心」の分野では、防災・犯対策の強化、健康づくりの推進、福祉サ

ービスの充実により、市民の方々がともに支え合い・安心して健やかに暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

二つ目の「子育て・教育」の分野では、子どもや子育てを温かく見守り、また生涯を通して学ぶことで、子どもも大人も元気に育ち、学び続けることができるまちづくりを進めてまいります。

三つ目の「産業・交流」の分野では、豊富な農産物を生かした特色ある地域産業の振興、雇用の創出、地域資源の活用により、生き生きと暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

四つ目の「都市基盤・生活環境」の分野では、計画的なインフラ整備、交通の利便性を高めた都市基盤の形成など、市民と行政が一体となって快適で環境と調和のとれたまちづくりを進めてまいります。

五つ目の「地域づくり・行政経営」の分野では、地域のつながりやコミュニティの活性化を促進し、市民参加のもと効果的で効率的な行政経営が行われているまちづくりを進めます。

特に、その中で、「重点分野の設定」として、昨年6月に発生した大阪北部地震、7月の西日本豪雨災害、さらに紀の川市でも多くの被害を受けた台風21号など、紀の川市や近隣地域において大規模な自然災害が頻発している現状を踏まえ、各分野において「防災力の向上」につながる取り組みについて、重点的に予算配分を行っております。

今回、増額の主な要因として、避難所機能の充実・強化、また、ため池に対する防災対策、さらに保育所の窓ガラス飛散防止対策など「防災力の向上」に向けた重点的に取り組む各分野の事業に加え、荒川中学校校舎改築事業など、積極的な予算計上になったと考えております。

以上、当初予算に対する基本的な考え方を御説明しましたが、これからも市民の皆様が安全・安心で「合併してよかった」、「住み続けたい」、「紀の川市民でよかった」と言ってもらえる紀の川市を皆様方とともに考え、実現してまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました70案件について、概要説明を申し上げます。

まず、人事案件として24案件ございます。

諮問第1号から諮問第7号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであり、議会の意見を求めるものであります。

また、議案第1号は、教育委員会教育長の任期満了に伴う新たな選任について、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号から議案第17号は、農業委員会委員のそれぞれ任期満了に伴う新たな選任について、議会の同意を求めるものでございます。

次に、条例関係の17議案でございますが、議案第18号から議案第34号になります。主なものを申し上げますと、紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定について、

その他2件の条例制定。

また、紀の川市立保育所条例の一部改正についてなど17議案でございまして、それぞれ所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、平成30年度予算に係る補正予算で、議案第35号から議案第40号の6議案になります。

一般会計を初め、各会計において決算を見込む中で、最終調整として所要の措置をお願いするものであります。

さらに、平成31年度当初予算ということで、議案第41号から議案第62号までの22議案になります。

一般会計を初め、各会計についてですが、冒頭、概要の説明を申し上げ、また参考資料として「平成31年度当初予算の概要」を配付させていただいておりますので、ここで説明は省略をさせていただきたく、御了承願いたいと申し上げます。

最後に、議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

提案理由として、平成31年度を目標年度とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定し、県知事と協議し総務大臣に提出するためであり、認可後は、安全・安心な通学手段を確保するためスクールバスを1台購入するものであります。

以上ですが、この後、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 続いて、補足説明を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） おはようございます。

それでは、諮問第1号から諮問第7号までの人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

議案書の1ページから7ページでございます。

今回、人権擁護委員7名が、平成31年6月30日をもって任期満了となりますので、
は せ こう じ はん だ まさ み やまもとよしひろ やま だ きん や たかしなかず や
長谷弘司氏、半田雅巳氏、山本善啓氏、山田欽哉氏の4名を再任として、高階数也氏、
たかぎしん じ うえなかつひこ
高岸伸次氏、上中勝彦氏の3名を新たに人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、
人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案書の1ページをごらんください。

諮問第1号につきましては、住所、紀の川市久留壁207番地、氏名、長谷弘司、昭和30年8月8に生まれでございます。

次に、議案書2ページをごらんください。

諮問第2号につきましては、住所、紀の川市重行84番地6、氏名、半田雅巳、昭和30年11月7日生まれでございます。

次に、議案書3ページをごらんください。

諮問第3号につきましては、住所、紀の川市下井阪480番地2、氏名、高階数也、昭和31年11月10日生まれてございます。

次に、議案書4ページをごらんください。

諮問第4号につきましては、住所、紀の川市東野97番地2、氏名、山本善啓、昭和29年9月10日生まれてございます。

次に、議案書5ページをごらんください。

諮問第5号につきましては、住所、紀の川市上田井942番地、氏名、高岸伸次、昭和29年12月25日生まれてございます。

次に、議案書6ページをごらんください。

諮問第6号につきましては、住所、紀の川市中鞆淵429番地2、氏名、上中勝彦、昭和33年11月22日生まれてございます。

次に、議案書7ページをごらんください。

諮問第7号につきましては、住所、紀の川市貴志川町岸宮375番地、氏名、山田欽哉、昭和30年4月6日生まれてございます。

任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

7名の略歴等につきましては、別冊の議案資料の1ページから7ページに掲載しておりますので、ごらんおきください。

以上、諮問第1号から諮問第7号までの7件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案書8ページをごらんください。

議案第1号 教育委員会教育長の任命について。

下記の者を紀の川市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、紀の川市粉河1733番、氏名、貴志康弘^{きしやすひろ}、昭和28年6月29日生まれてございます。

任期につきましては、平成31年4月1日から3年間となっております。

また、別添の議会資料8ページに略歴等を記載していますので、ごらんおきいただきたいと思います。

教育委員会教育長の任命について、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 農業委員会事務局長 吉川博造君。

○農業委員会事務局長（吉川博造）（登壇） それでは、私のほうから、議案第2号から議案第17号までの農業委員会委員の任命16議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第2号から議案第17号までの農業委員会委員の任命についての16議案につま

しては、いずれも任期満了に伴うもので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、16名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第2号につきましては、住所、紀の川市赤尾175番地、氏名、岩鶴^{いわつるしゅうじ}修嗣、昭和27年8月4日生まれ。

10ページをお願いいたします。

議案第3号につきましては、住所、紀の川市花野210番地、氏名、尾崎^{おぎき}加代子^{よこ}、昭和24年1月1日生まれ。

11ページをお願いいたします。

議案第4号につきましては、住所、紀の川市粉河2544番地、氏名、児玉^{こだま}勝彦^{ひこ}、昭和17年8月8日生まれ。

12ページをお願いいたします。

議案第5号につきましては、住所、紀の川市粉河3398番地、氏名、青柳^{あおやなぎ}守^{まもる}、昭和25年1月1日生まれ。

13ページをお願いいたします。

議案第6号につきましては、住所、紀の川市西脇465番地、氏名、赤坂^{あかさか}好哉^{よしちか}、昭和23年7月22日生まれ。

14ページをお願いします。

議案第7号につきましては、住所、紀の川市名手上943番地、氏名、稲本^{いなもと}伊佐夫^{いさお}、昭和31年8月19日生まれ。

15ページをお願いいたします。

議案第8号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月888番地、氏名、小坂^{こさか}憲史郎^{しろう}、昭和32年1月5日生まれ。

16ページをお願いします。

議案第9号につきましては、住所、紀の川市貴志川町西山1311番地、氏名、西川^{にしかわ}泰弘^{やすひろ}、昭和21年8月27日生まれ。

17ページをお願いします。

議案第10号につきましては、住所、紀の川市貴志川町国主88番地、氏名、山本^{やまもと}佳司^{よしじ}、昭和31年7月9日生まれ。

18ページをお願いします。

議案第11号につきましては、住所、紀の川市遠方217番地2、氏名、宇野^{うの}嘉一^{よしかず}、昭和19年2月15日生まれ。

19ページをお願いします。

議案第12号につきましては、住所、紀の川市桃山町元114番地2、氏名、山名^{やまな}和章^{かずあき}、昭和26年5月28日生まれ。

20ページをお願いします。

議案第13号につきましては、住所、紀の川市古和田256番地、氏名、林^{はやし} 秀行^{ひでゆき}、昭和24年12月29日生まれ。

21ページをお願いします。

議案第14号につきましては、住所、紀の川市北長田547番地、氏名、宇田^{うだ} 篤弘^{あつひろ}、昭和33年10月9日生まれ。

22ページをお願いします。

議案第15号につきましては、住所、紀の川市登尾262番地、氏名、山下^{やましたてのぶ} 輝修、昭和30年1月19日生まれ。

23ページをお願いします。

議案第16号につきましては、住所、紀の川市貴志川町鳥居242番地、氏名、野尻^{のじり} 久^{ひさ}江^え、昭和31年12月27日生まれ。

24ページをお願いします。

議案第17号につきましては、住所、和歌山市吉田609番地、氏名、山田^{やまだ} 賢^{けん}、昭和45年11月8日生まれ。

以上、16議案につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から3年間となっております。

また、16名の方々の主な略歴等につきましては、別冊議案資料の9ページから24ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、16議案につきまして、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案書25ページをごらんください。

議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定について、補足説明させていただきます。

本条例は、本市が設置しました各種委員会等を整備し、個別条例で規定する附属機関を除く47の附属機関について、地方自治法に基づき、附属機関の名称及びその担任する事務を定めるものでございます。

議案書26ページをごらんください。

第1条は、目的として、執行機関の附属機関の設置等について定めること。

第2条は、執行機関の附属機関の事務処理等を。

第3条は、附属機関の組織、運営、その他必要な事項を執行機関が定めるものと規定しております。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、第1号、紀の川市長期総合計画審議会条例。第2号、紀の川市特別職報酬等審議会条例。第3号、紀の川市消防委員会条例。第4号、紀の川市公共下水道事業運営審議会条例。第5号、紀の川市水道事業運営審議会条例の五つの条例を本条例の制定に伴

い、廃止するものでございます。

第3項では、紀の川市交通安全対策会議条例。

28ページの第4項、紀の川市学校給食センター条例。

30ページの第5項、紀の川市文化財保護条例。

32ページの第6項 紀の川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の4条例は、本条例の制定により影響を受ける条例の改正を行っています。

また、議案書34ページから37ページにかけて、別表として47の附属機関の名称等を規定してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案第19号について御説明いたします。

議案書の38ページから39ページをお開きください。

議案第19号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定についてですが、提案理由は、平成31年4月から施行予定の森林経営管理法を踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、紀の川市森林環境譲与税基金条例を制定いたします。

議案書39ページの紀の川市森林環境譲与税基金条例をごらんください。

第1条は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、紀の川市森林環境譲与税基金を設置します。

第2条は、基金として、積み立てる額は森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額とする。

第3条は、基金の管理について。

第4条は、運用益金の処理について。

第5条は、繰りかえ運用について。

第6条は、処分について。

第7条は、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定める。

なお、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第20号 議案書40ページから44ページをお開きください。

議案第20号 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定についてですが、提案理由として、本市は以前より、都市機能の基盤に不可欠な宿泊機能と客室数が充足していない現状が大きな懸案事項でありました。

社会潮流においても、外国人観光客の急増、2025年に大阪府で開催予定している国際博覧会、3府県22市町で促進している京奈和関空連絡道路などの背景を鑑みた際、宿

泊機能の必要性は一層高まっております。

現在、企業誘致のための条例として、紀の川市企業立地促進条例が制定されておりますが、企業立地促進条例の一部を改正し包含するのではなく、戦略的に宿泊施設の誘致と既存宿泊施設の拡充を優先的かつ積極的に取り組むべきと考え、紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例を上程させていただきました。

この条例の設置により、本市への直接的な効果としては、税収と公共料金の収入増加による自主財源の確保が見込まれます。加えて、改定値として10階建て200室の宿泊施設を1棟誘致した場合、建設直後の経済波及効果額は18.8億円、それ以降は毎年約10.3億円と試算しております。本市の宿泊機能を高め、人の流れを引き寄せ、交流人口を意図的に増加させることにより、さらなる地域の活性化を実現するために本条例の整備を進めます。

議案書41ページをごらんください。

第1条は、市内に旅館、またはホテルを新增築する事業者に奨励措置を講じることにより、宿泊施設の誘致と規模拡大を促し、本市の地域経済の振興を図ることを目的としております。

第2条は、定義を定めております。主な定義といたしましては、第2条第1項第3号、新築とは、新たに客室数が20室以上の旅館、または50室以上のホテルを新築することとしております。第2条第1項第4号は、増築とは、既存の宿泊施設の隣接敷地、または一体的な利用ができると市長が認める敷地内に旅館にあっては5室以上、ホテルにあっては10室以上の客室を増築することとしております。

議案書42ページをお願いします。

第4条は、指定事業者の要件を定めています。

以下、土地建物償却資産の合計取得額を「投下固定資産総額」と読みかえさせていただきます。主な要件といたしまして、第4条第1項第1号、投下固定資産総額が新築にあっては3,000万円以上、増築にあっては1,000万円以上であること。第4条第1項第2号、産業振興その他市の施策に寄与する協定を締結すること。第6条は、指定事業者が申請できる奨励措置について定めています。

議案書44ページの別表で具体的に説明させていただきます。

奨励金については、4種類あります。

まず、宿泊施設建築奨励金は、建築費に対する奨励金で、新築のみ対象としています。要件としましては、投下固定資産総額が3億円以上であり、1回のみとなります。奨励金を算定する場合は、建築費の100分の10に相当する額、ただし、限度額は3,000万円としております。

次に、宿泊施設立地奨励金として、固定資産税と都市計画税の軽減措置を講じます。こちらは、新築・増築も対象としております。要件としましては、新築に係る投下固定資産総額が3,000万円以上であり、増築に係る投下固定資産総額が1,000万円以上と

し、税の軽減期間は新築については10年間、増築については増加分の固定資産税並びに都市計画税を5年間としております。

次に、雇用促進奨励金ですが、新築のみ対象としています。要件としましては、宿泊施設建築奨励金の要件を満たした上で、1年以上雇用している市内在住者を雇い入れた事業者に、人数に応じて15万円を乗じた額を奨励金として支援します。ただし、限度額は150万円としております。

最後に、地域資源活用奨励金ですが、紀の川市産の安全・安心な農産物を宿泊者に提供していただき、市の認知力を高め、効率的なPRを展開するために宿泊施設が購入する農産物に対し支援するものです。奨励金の期間は5年、限度額を年30万円としています。

なお、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行することとしています。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案第21号から議案第23号までの3議案について、補足説明させていただきます。

議案書45ページをごらんください。

議案第21号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

本条例改正は、議案第18号の紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定に伴い、条例別表に48の附属期間の委員等及び報酬額を定めることが主な改正内容になってございます。

議案書46ページから51ページにかけては、48の附属機関の追加等において委員の区分数を59区分から106区分に変更するとともに、名称や報酬額の変更等、整理を行ったものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書52ページをごらんください。

議案第22号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

公職選挙法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページで、第6条の「選挙運動用ビラの作成の公費負担を紀の川市長の選挙における候補者に限る」を削り、「市議会議員にも公費負担ができる」と規定しております。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用するものでございます。

続きまして、議案書54ページをごらんください。

議案第23号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について。

本条例改正は、地域再生法の一部を改正する法律が施行されこと等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案書55ページから57ページをごらんください。

改正内容につきましては、東京23区から地域へ移転する移転型事業に限り課税免除の適用が追加されたことから、固定資産税の均一課税に課税免除も含め、条文整備をするものでございます。

なお、本条例における固定資産税の不均一課税を行った場合は、地方交付税による減収補填措置がございます。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行するものとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についてから、議案第26号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正についてまでの3議案につきまして、一括して補足説明させていただきます。

議案書58ページをお願いいたします。

議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、国民健康保険制度の広域化に伴い、市町村から都道府県に国民健康保険事業納付金を納付する必要があるため、平成31年度における県提示の国民健康保険事業納付金の額が確定したことに伴う収支確保のため、紀の川市国民健康保険税の税率改正を行うものでございます。

議案書59ページをごらんください。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

第3条から60ページの第5条の2までの改正は、基礎課税額に係る所得割額、資産割額、均等割額及び特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯ほか各号に該当する平等割額に係るそれぞれの税率及び額の改正を行うものでございます。

第6条から61ページ第7条の3までの改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額、資産割額、均等割額及び特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯ほか、各号に該当する平等割額に係るそれぞれの税率及び額の改正を行うものでございます。

第8条から62ページ第9条の3までの改正は、介護納付金課税額に係る所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額に係るそれぞれ税率及び額の改正を行うものでございます。

第23条、国民健康保険税の減額1号から64ページからの3号までの改正は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に係る均等割額及び平等割額について、いわゆる7割、あるいは5割、もしくは2割軽減額をそれぞれの区分ごとに額の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日を、第2項は、改正後の適用区分について定

めるものでございます。

続きまして、議案書67ページ。

議案第25号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正についてを御説明いたします。

本条例の改正につきましては、これまで支援施設として位置づけておりました紀の川市細野僻地診療所を紀の川市国民健康保険直営細野診療所として新たに加え、紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所とともに運営するため、所要の改正を行うものでございます。

議案書68ページをお願いいたします。

紀の川市国民健康保険直営診療所施設条例の一部を改正する条例。

改正案では、第2条、名称及び位置に、紀の川市国民健康保険直営細野診療所及び紀の川市桃山町中畑108番地1を加え、第3条中の紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所前条に規定する診療施設に。次に、第6条中の診療所における休診日について、平日の休診日を規則で定めるため、木曜日を削除。第7条、診療時間につきましても、規則で定めるものとするものでございます。また、第8条、使用料及び手数料では、条例名称、紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所の使用料及び手数料に関する条例を紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、施行期日を、第2項では、本条例の一部改正により紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所の使用料及び手数料に関する条例の名称中、紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所を紀の川市国民健康保険直営診療施設に改め、第1条に規定される診療所名称についても同様に改めるものでございます。

また、第3項では、本条例の一部改正に則して、紀の川市細野生活改善センター条例第2条で規定します生活改善センターの位置を紀の川市桃山町中畑108番地から紀の川市桃山町中畑108番地1に改めるものでございます。

続きまして、議案書71ページ。

議案第26号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

本条例の改正につきましては、生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、児童扶養手当法における児童扶養手当の支給制限の適用期間が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書72ページをお願いいたします。

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

支給対象を規定する第3条第2号第1項で、支給制限する配偶者のない男子または女子が、新たに認定申請する際の前々年所得適用の申請月が、1月から改正前が7月までの間であったものを10月までの間に改めるものでございます。

附則として、第1項では、施行期日を、第2項では、改正後の経過措置について定めるものでございます。

以上、3議案につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案第27号から議案第29号までの3議案について、補足説明申し上げます。

議案書の74ページから76ページをお願いします。

議案第27号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてですが、災害弔意金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成31年4月1日施行されることに伴い、紀の川市災害弔意金の支給等に関する条例第14条に第2項、第3項を追加し、連帯保証人の項目を条例に規定するものでございます。

次に、議案書77ページから79ページをお願いします。

議案第28号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正についてですが、市が行う地域支援事業に巡回支援専門員整備事業及び訪問入浴サービス事業を新規に開始するため、第2条第14号、15号の整備をお願いするものであります。

次に、議案書の80ページから82ページをお願いします。

議案第29号 紀の川市立保育所条例の一部改正についてですが、平成31年3月31日をもって川原・長田・竜門保育所を閉所し、粉河保育園に統合するとともに、入所児童の減少傾向にある鞆渚僻地保育所を閉所するものです。

以上、議案第27号から議案29号に関する補足説明です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案第30号 紀の川市営住宅条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書83ページをごらん願います。

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案書84ページの新旧対照表をごらん願います。

紀の川市営住宅条例第38条、第39条の家賃の特例に関する規定で、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令第11条を引用していたものが、法律の条例の整理により第12条に改正されたことによるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） それでは、議案第31号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の86ページをごらんください。

提案理由といたしまして、消費税率の改定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

現行の消費税率8%から10%に引き上げられる消費税率の改定の実施時期につきまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正により、本年10月1日と予定されてございます。

このことにより、現行では内税で規定しています上下水道部所管の関連条例を外税方式に変更するものでございます。これは、今回から新たに軽減税率が導入されるなど、今後消費税制度の複雑化が予想されることに対応するものでございます。

なお、使用者への料金等のお知らせにつきましては、従前の消費税相当額を含む支払い総額と消費税額の表示を行い、わかりやすい表示をすることとしています。

87ページをごらんください。

この条例で、四つの条例の一部改正を条建てにより行い、関係条例を整理します。

第1条では、紀の川市農業集落排水処理施設条例の一部改正です。改正内容は、使用料に含まれた内税を外税とした価格に改めるものでございます。

88ページの第2条は、紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正です。改正内容は、先ほどと同じく、料金に関するものです。

続きまして、第3条では、紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正です。

89ページの第14条の2、加入金の改正と、第30条で料金の改正をそれぞれ外税とした価格に改めるものでございます。

91ページの第4条は、紀の川市公共下水道条例の一部改正です。使用料に含まれた内税を外税に改めるものでございます。

92ページの附則といたしまして、施行期日と経過措置を規定してございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは私のほうから、議案第32号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書94ページをお願いします。

提案理由といたしましては、平成31年3月31日をもって桃山小学校及び桃山中学校を廃校としたいためです。

議案書95ページをお願いします。

改正前後に係る比較対照表になりますが、廃校ということで、別表第1、別表第2においてそれぞれ学校の名称と、その位置に係る表記を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するのでございます。

続きまして、議案第33号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書97ページをお願いします。

提案理由といたしましては、今回、紀の川市附属機関についての一斉整理を行い、本委員の設置については、附属機関に当たらないものと整理するものでございます。

議案書98ページをお願いします。

改正前後に係る比較対象表ですが、下線部の「紀の川市教育委員会の附属機関として」を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、私から2議案、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案第34号 紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止について、御説明いたします。

議案書99ページをお開きください。

本条例で設置、名称及び位置または委任に関し、必要事項を定めております。

紀の川市石材加工共同作業所は、桃山町調月北部地内において地域産業の振興と就労の機会の確保を図るため、昭和62年3月に設置し、翌年4月から建築タイルの接着業と加工業を主な作業業務として創業を開始しておりましたが、このたび代表者から廃業意思の申し出があり、地元並びに関係者の協議を重ねた結果、作業所を継続して担う地元の人材がないとの判断に至り、今回、議案書100ページ、紀の川市石材加工共同作業場条例を廃止する条例を上程させていただきました。

なお、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時50分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を行います。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案第35号について、補足説明させていただきます。

議案書の101ページをごらんください。

議案第35号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億6,159万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億3,226万3,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費に係る規定。

第3条は、債務負担行為の補正に係る規定。

第4条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では、16款、財産収入、18款、繰入金を増額し、12款、分担金及び負担金、14款、国庫支出金、15款、県支出金、20款、諸収入、21款、市債を減額しております。

次の3ページ、4ページの歳出につきましては、決算状況を見込み、事業執行における過不足の調整を中心に、2款、総務費を増額し、3款、民生費、4款、衛生費、6款、農林業費、7款、商工費、8款、土木費、9款、消防費、10款、教育費、11款、災害復旧費、12款、公債費について、減額の補正措置をしております。

次に、5ページから7ページをごらんください。

第2表 繰越明許費として、2款、総務費から7ページ、11款、災害復旧費までの18事業でございます。

昨年の台風被害の復旧に係る事業などを含め、年度内の執行が見込めないため、翌年度に繰り越して執行する事業でございます。

8ページをごらんください。

第3表、債務負担行為補正として、平成32年度から基幹系システムクラウドサービスを利用し、運用を開始予定の学校給食費管理システムの追加における使用料について限度額を170万円増額し、1億5,800万円と定めるものでございます。

9ページから11ページをごらんください。

第4表、地方債補正として、9ページ、総務管理施設整備事業から11ページ、その他公共施設・公用施設、災害復旧事業までにおいて、地方債の限度額を変更しております。

それでは、別冊の「平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）」に関する説明書の4ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明させていただきます。

4ページ下段、14款、2項、8目、1節、商工振興費補助金488万円は、国の100%補助で実施予定のプレミアムつき商品券の販売準備のための補助金でございます。

7ページ中段をごらんください。

16款、2項、1目、1節、不動産売り払い収入は、旧粉河分庁舎跡地の一部について、紀の里農業協同組合と締結した売買契約に基づき収入となる1,000万円を増額するものでございます。

8ページ上段をごらんください。

20款、4項、1目、1節、雑入のうち、説明欄で雑入で3,000万円の減額は、台風20号、21号において被災した市の公共施設のうち、復旧工事の進捗状況により平成30年度中に保険金を受容できないものについて、平成31年度当初予算に計上するため減額するものでございます。

次に、歳出の主な事業について御説明させていただきます。

11ページ下段をごらんください。

2款、1項、16目、基金費、基金積立事業1億8,989万円の増額は、歳入歳出の補正予算額の調整が必要な基金において、それぞれ増額、減額を行っております。主なものは、財政調整基金へ1億9,018万円を積み立てるものでございます。

15ページ中段をごらんください。

3款、1項、10目、介護保険費、介護保険施設等整備補助事業850万4,000円の増額は、施設老朽化による機能不全の危険性を解消し、利用者の安全・安心の確保を図るため、空調設備、ブロック塀の改修経費の一部を助成するための予算措置でございます。

16ページ中段をごらんください。

3款、2項、4目、児童手当費、児童手当給付事業4,501万5,000円の減額。
同じく5目、児童扶養手当費、児童扶養手当給付事業2,300万円の減額は、いずれも給付対象者数の決算見込みにより減額するものでございます。

17ページ上段をごらんください。

3款、2項、6目、保育所費、粉河地区保育所再編事業868万円の増額は、粉河保育園建設に係る私立の保育園施設整備事業補助金の国庫補助基準額の確定に伴う予算措置でございます。

20ページ中段をごらんください。

6款、1項、5目、農地費、県営広域営農団地農道整備事業4,019万1,000円の減額。次の21ページ中段、県営農業競争力強化基盤整備事業453万9,000円の増額は、いずれも事業費の確定による市負担金を予算措置するものでございます。

23ページ中段をごらんください。

7款、1項、2目、商工振興費、プレミアムつき商品券事業488万円の増額は、消費税の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯の影響緩和と地域での消費を喚起することを目的に、平成31年度にプレミアムつき商品券を販売する準備経費を予算措置するものでございます。

27ページ下段をごらんください。

9款、1項、5目、水防費、水防事業409万7,000円の増額は、昨年の台風や豪雨により増加した樋門等の操作業務に係る委託費用について予算措置するものでございます。

29ページ中段をごらんください。

10款、3項、3目、中学校建設費、荒川中学校校舎等改築事業7,345万9,000円の減額は、校舎等の改築に係る工事請負費、管理委託料などについて、決算見込みにより予算措置をするものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第36号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について及び議案第37号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての2議案につきまして、補足説明させていただきます。

議案書102ページをお願いいたします。

議案第36号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

別冊の補正予算書12ページをお願いいたします。

平成30年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,963万1,000円とするものでございます。

別冊の補正予算説明書3ページをごらんください。

歳入でございますが、7款、繰入金は、保険基盤安定繰入金は一般被保険者国保税軽減分及び保険者支援分繰入金の額の確定により、また9款、諸収入の雑入では、退職被保険者等第三者納付金で、見込み額の見直しにより所要の補正をお願いするものでございます。

4ページ、歳出をお願いいたします。

10款、予備費は、歳入補正に伴う所要の調整をお願いするものでございます。

続きまして、議案書103ページ。

議案第37号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書15ページをお願いいたします。

平成30年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,439万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,764万2,000円とするものでございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

ということで、18ページ、第2表、繰越明許費は、1款、総務費、1項、総務管理費の一般管理事業で、システム機器納品見込み遅延に伴う備品購入費124万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

別冊の補正予算説明書3ページをごらんください。

歳入では、1款、保険料で、徴収見込みによる減額を。

3款、繰入金では、事務費繰入金の調整及び保険基盤安定繰入金の確定による減額を。

また、5款、諸収入の雑入では、平成29年度後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、返還された精算金による増額でございます。

4ページ、歳出では、1款、1項、1目、一般管理費、18節、備品購入費で、契約差額による減額を。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金で、納付金額の確定による減額。

また、5款、諸支出金では、一般会計繰出金の確定により増額をそれぞれお願いするものでございます。

以上、2議案につきまして、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案第38号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の104ページ。

議案第38号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、別冊の補正予算書19ページから21ページになります。

平成30年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,977万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ70億286万円と定めるところの補正予算です。

補正の主な内容については、別冊の平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算（第3号）に関する説明書になります。

まず、3ページの歳入ですが、1款、保険料については、1号被保険者に係る特別徴収及び普通徴収の保険料収納見込みにより増額を。また、3款、国庫支出金については、市町村が保険機能を発揮するため、自立支援、重度化防止に向けた取り組みに対する新たな交付金です。

続いて、歳出では、介護給付費準備基金の積み立ての増額を予算措置するものです。

以上が、補正の主な内容です。

議案第38号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） それでは、議案第39号及び議案第40号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書の105ページ、106ページでございます。

まず、議案第39号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の22ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,020万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,149万4,000円に補正をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

25ページの第2条として、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

26ページの第3条の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

補正の詳細説明につきましては、別冊の紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページからをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款の分担金及び負担金につきましては、決算見込みにより増額。

2款の使用料及び手数料につきましては、決算見込みによる減額でございます。

9款、市債につきましては、事業費の改定に伴う借入額の減額による補正を行うものでございます。

次に、4ページの歳出でございますが、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、19節の排水設備工事補助金ですが、対象件数見込みの修正により減額し、2目の施設管理費、19節の流域下水道維持管理負担金につきましては、汚水量見込みの修正を伴い、減額しております。

また、2款、事業費、1項、事業費、2目、流域下水道事業では、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）事業建設負担金において、事業費の確定により紀の川市の負担額が確定したことによる減額補正を行うものでございます。

公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、以上でございます。

次に、議案第40号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによるものでございます。

別冊補正予算書の27ページをごらんください。

第2条で、資本的収入及び支出の補正を計上してございます。

収入につきましては、1款、資本的収入で2,450万円を減額。内訳は、1項、企業債において2,230万円の減額。

5項、出資金では、220万円の減額。

支出につきましては、1款、資本的支出で、3,414万8,000円の減額。内訳は、建設改良費の減額をするとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての補填財源の調整をしてございます。

次のページの第3条では、企業債の限度額を補正するものでございます。

補正の詳細説明につきましては、別冊の紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書のとおりでございます。後ほど御高覧いただきますようお願い申し上げます。

水道事業会計補正予算（第3号）については、以上でございます。2議案について、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案第41号について、補足説明させていただきます。

議案書の107ページをごらんください。

議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成31年度一般会計予算書の1ページをごらんください。

平成31年度紀の川市一般会計の予算は、次に定めるところでございます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ304億7,000万円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条、債務負担行為に係る規定として、その内容は、「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

第3条、地方債に係る規定として、その内容は、「第3表 地方債」によるところでございます。

第4条、一時借入金に係る規定として、借り入れの最高額は92億円と定めるところでございます。

第5条、歳入予算の流用に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

2ページから6ページにかけ、歳入歳出予算としてそれぞれの款項にわたり304億7,000万円の合計額を見込んでおります。

7ページをごらんください。

第2表、債務負担行為でございます。債務負担行為の事項・期間・限度額について順に申し上げます。

公共施設マネジメント実施計画策定委託、期間は平成32年度から平成33年度、限度額は1,780万円です。まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委託、期間は平成32年度、限度額は330万円です。人権施策基本方針改定委託、期間は平成32年度、限度額は270万円です。道路整備計画策定委託、期間は平成32年度、限度額は580万円です。都市計画マスタープラン更新委託、期間は平成32年度、限度額は430万円です。

8ページをごらんください。

第3表、地方債でございます。8ページの総務管理施設整備事業から、10ページ下段の人事財政対策債までの限度額の合計が31億6,280万円でございます。

それでは、歳入歳出につきまして、平成31年度予算額と増減理由を中心に御説明させ

させていただきます。

別冊で、参考資料として配布しております平成31年度当初予算の概要（財政資料編）の3ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、市税の総額は65億3,424万8,000円、前年と比較し2.6%、1億6,342万4,000円の増額を見込んでおります。

4ページ中段、歳入、市税の内訳をごらんください。

市民税は28億5,860万円、個人所得の増、法人収益の増により、前年度と比較し2.6%、7,210万円の増額を見込んでおります。

固定資産税は27億9,770万8,000円、家屋の新築による増。企業進出事業拡大による償却資産の増により、前年度と比較し2.7%、7,232万4,000円の増額を見込んでおります。

軽自動車税は2億4,240万円、前年度と比較し5.9%、1,340万円の増額。

たばこ税は、3億914万円、前年度と比較し0.4%、110万円の増額。

都市計画税は3億2,640万円、前年度と比較し1.4%、450万円の増額を見込んでおります。

3ページにお戻りください。

地方譲与税2億7,800万円は、森林環境譲与税の創設により、前年度と比較し3.0%、800万円の増額を見込んでおります。

利子割交付金2,000万円、配当割交付金3,800万円、株式等譲渡所得割交付金3,000万円は、平成30年度の交付実績などにより、それぞれ増額を見込み予算計上しております。

地方消費税交付金11億2,000万円は、税率改正に伴い、前年度と比較し24.4%、2億2,000万円の増額を見込んでおります。

自動車取得税交付金4,300万円は、自動車取得税の廃止による減により、前年度と比較し14.0%、700万円の減額。

環境性能割交付金は、新規創設で皆増、1,300万円を見込んでおります。

地方交付税107億4,000万円は、地方財政計画を参考に普通交付税において、合併算定がえ及び公債費算入分などを加味し、前年度と比較し2.4%、2億5,000万円の増額を見込んでおります。

分担金及び負担金2億3,274万7,000円は、保育所保育料の無償化などによる減により、前年度と比較し33.2%、1億1,566万8,000円の減額を見込んでおります。

国庫支出金35億4,508万5,000円は、プレミアムつき商品券事業補助金、子どものための教育・保育給付費負担金の増、保育所等整備交付金の減が主な増減で、前年度と比較し2.6%、9,150万2,000円の増額を見込んでおります。

県支出金23億9,533万2,000円は、主に史跡調査事業負担金、子どものため

の教育・保育給付費負担金の増により、前年度と比較し12.6%、2億6,797万8,000円の増額を見込んでおります。

繰入金9億4,371万5,000円は、主に財政調整基金、公共施設等整備基金繰入金の増により、前年度と比較し52.9%、3億2,640万円の増額を見込んでおります。

諸収入7億9,791万6,000円は、プレミアムつき商品券販売収入の増により、前年度と比較し187.0%、5億1,991万2,000円の増額を見込んでおります。

市債31億6,280万円は、対象事業の完了などによる減により、前年度と比較し9.7%、3億4,130万円の減額でございます。

以上、歳入の合計は304億7,000万円でございます。

次に、歳出について御説明させていただきます。

5ページの歳出、目的別をごらんください。

議会費は2億4,909万円で、前年度と比較し4.5%、1,080万2,000円の増額でございます。

総務費は30億3,037万2,000円で、電算システム更新事業費、那賀支所改修整備事業費の増、旧分庁舎解体整備事業費、公共施設等整備基金積立金の減が主な増減で、前年度と比較し8.5%、2億3,744万7,000円の増額でございます。

民生費は102億8,857万7,000円で、粉河地区保育所再編事業費の減、子どものための教育・保育給付事業費の増が主な増減で、前年度と比較し1.5%、1億6,197万5,000円の減額でございます。

衛生費は29億620万4,000円で、一般廃棄物処理施設解体整備事業費の減、感染症対策事業費、ごみ収集事業費の増が主な増減で、前年度と比較し7.0%、2億1,773万円の減額でございます。

労働費は76万7,000円で、ワークライフバランス推進事業費の増により、前年度と比較し47.2%、24万6,000円の増額でございます。

農林業費は10億7,863万9,000円で、青州の里管理運営事業費、農業水路等長寿命化防災・減災事業費の増、震災対策農業水利施設整備事業費の減が主な増減で、前年度と比較し17.0%、1億5,702万円の増額でございます。

商工費は9億5,582万2,000円で、プレミアムつき商品券事業費などの増により、前年度と比較し196.7%、6億3,368万9,000円の増額でございます。

土木費は27億5,137万3,000円で、地籍調査事業費、運動公園管理運営事業費の増、主要幹線道路整備事業費の減が主な増減で、前年度と比較し1.7%、4,557万9,000円の増額でございます。

消防費は13億7,708万8,000円で、防災行政無線デジタル化事業費などの増により、前年度と比較し23.3%、2億6,021万円の増額でございます。

教育費は31億9,388万2,000円で、荒川中学校校舎等改築事業費、体育施設

管理運営事業費の増、生涯学習施設管理運営事業費、小学校旧校校舎解体整備事業費の減が主な増減で、前年度と比較し20.1%、5億3,455万3,000円の増額でございます。

災害復旧費は4億752万9,000円で、土木施設災害復旧事業費の増により、前年度と比較し31.2%、9,697万円の増額でございます。

公債費は41億8,065万7,000円で、長期償還元金、長期負債償還利子の減により、前年度と比較し2.3%、9,681万1,000円の減額でございます。

予備費は5,000万円で、前年度と同額を計上しております。

歳出の合計は、304億7,000万円でございます。

以上が、平成31年度一般会計当初予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案書108ページ。

議案第42号 平成31年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の11ページをごらん願います。

平成31年度紀の川市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,680万円で、対前年度比2.3%の減でございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、12ページ、13ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、一時借入金の借り入れ最高額を600万円と定めております。

内容につきましては、予算説明書218ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容ですが、5款、諸収入、2項、貸付金元利収入において、現年分、滞納繰越分、合計で1,097万7,000円を計上し、債権数、償還額の減少により、対前年度比で149万3,000円の減額となっております。

次に、220ページをお開きください。

歳出では、1款、土木費、1項、住宅費において1,430万8,000円の計上で、対前年度比で47万8,000円の増額でございます。

次に、221ページの2款、公債費、1項、公債費において、長期償還元金・利子合計で237万8,000円の計上であり、対前年度比で83万4,000円の減額となっております。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案第43号について、補足説明させていただきます。

す。

議案書の109ページをごらんください。

議案第43号 平成31年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成31年度予算書の14ページをごらんください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ60万円と定めております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次の15ページ、16ページをごらんください。

歳入では、財産収入として、土地開発基金預金利子60万円を見込み、歳出では、同額を土地開発基金に繰り出し、積み立てるものでございます。詳細につきましては、別冊平成31年度予算説明書の232ページ、233ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

土地取得事業特別会計予算に係る補足説明は、以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算についてから、議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算についてまでの3議案につきまして、御説明させていただきます。

議案書110ページをお願いいたします。

議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算についてを御説明いたします。

別冊の平成31年度予算書17ページをお願いいたします。

平成31年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ77億600万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を24億円と定め、第3条では、歳出予算の流用可能範囲について規定してございます。

別冊の予算説明書236ページ、歳入をごらんください。

主なものを御説明いたします。

1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者保険税では、税率改定を見込んだ状態で平成29年度における直近の調定額を基礎として、推定加入見込み被保険者数1万6,480人に対して、現年課税分13億9,700万円、滞納繰越分では、30年度決算見込み額をもとに6,110万円を、合計14億5,810万円を計上してございます。

2目、退職被保険者等保険税につきましても、一般被保険者と同様の算定方式により、推定加入見込み数を18人に対して、現年課税分90万円、滞納繰越分では140万円、合計で230万円を計上してございます。

237ページ、3款、県支出金につきましては、それぞれの関連する歳出予算に対し、一定の算出基準等に基づき、県等からの交付金、補助金を計上してございます。

また、5款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、法定による繰り入れ分を計上してございます。

241ページ、歳出をお願いいたします。

1款、総務費につきましては、国保事務に要する経費、国保連合会への負担金や国保税徴収に要する経費等を計上してございます。

なお、2項、1目、賦課徴収事業、13節、委託料654万5,000円は、平成30年度基幹系新システム導入後、後期高齢者医療制度への移行に関する制度改正に伴うシステム開発及び帳票印刷等の業務委託方式導入によるものとなっております。

243ページからの2款、保険給付費につきましては、平成29年度給付実績と平成30年度決算見込みをもとに、平成31年度の推定被保険者数により算出し計上してございます。全体として、対前年度で減となっております。

245ページ、3款、国民健康保険事業費納付金は、財政上の事業主体である県から示された市が納付する金額を計上しております。全体で、対前年度938万7,000円の増となっております。

246ページからの6款、保健事業費につきましては、特定健康診査やレセプト点検、また脳ドックに要する経費などを計上してございます。

248ページ、7款、基金積立金につきましては、本年度保険給付費、また県納付金に大幅な変動がない状態であることから、現年予算による新たな基金積み立ては見込んでおらず、調整額分の計上となっております。

続きまして、議案書111ページ、議案第45号 平成31年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計についてを御説明いたします。

別冊の予算書21ページをお願いいたします。

平成31年度紀の川市の国民健康保険直営施設勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,290万円と定める。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

別冊の予算説明書254ページ、歳入をごらんください。

1款、診療収入では、平成31年4月から指定管理者による管理運営が開始されることにより、平成30年度中診療分の4月以降収入分として274万5,000円を。

3款、繰入金では、経営補助として、一般会計から1,867万4,000円を。国保

会計から、1, 146万7, 000円を計上してございます。

256ページ、歳出をお願いいたします。

1款、施設費では、指定管理に伴う管理運営委託料として2, 878万円のほか、施設運営に要する費用を。

2款、公債費につきましては、長期債の元金及び利子を計上してございます。

続きまして、議案書112ページ。

議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算についてを御説明いたします。

別冊の予算書24ページをお願いいたします。

平成31年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億6, 000万円と定める。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を4億7, 000万円と定めるものでございます。

別冊の予算説明書262ページ、歳入をごらんください。

1款、保険料では、和歌山県後期高齢者広域連合で決定された保険料率に基づいて、賦課決定されます保険料5億4, 251万2, 000円を。

3款、繰入金では、事務費に係る繰入金、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金、医療給付費に係る療養給付費繰入金、計10億1, 438万4, 000円を計上してございます。

264ページ、歳出でございます。

1款、総務費では、保険給付等に要する経費と保険料の徴収に要する経費として、合計973万4, 000円を。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者が納付する保険料、保険基盤安定制度負担金、療養給付費負担金、その他事務費等負担金として15億4, 185万4, 000円を。

また、3款、保健事業費につきましては、脳ドック30名分の受診委託料を計上してございます。

以上、3議案につきまして、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案書113ページ。

議案第47号 平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、補足説明申し上げます。

予算書の27ページをお願いします。

平成31年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計予算は、第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2, 200万円と定めています。これは、前年度と比較と比べ3億200万円、率にして約4.4%の増となっております。

第2条では、債務負担行為事項、期間及び限度額について定めています。

第3条では、一時借入金の限度額を22億円と定め、また第3条では、歳出、予算の流用について定めています。

第4条では、歳出予算の流用について定めています。

平成31年度予算につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期の介護保険事業計画を念頭に予算編成をしたところでございます。

歳入歳出の各款項の予算は、28ページから31ページの第1表のとおりです。

続いて、予算の主な内容ですが、別冊予算説明書の267ページからをお願いいたします。

先に274ページの歳出からになりますが、1款、総務費では、一般事務費のほか、第1号被保険者数、診査件数等を推計し、賦課徴収費、介護認定審査会費等に係る予算として、1款、総額で1億3,722万8,000円を計上しています。

また、276ページから281ページにかけての2款、保険給付費では、平成30年度の決算見込みをベースとし、各種サービス事業者数及びサービス料を推計し、予算計上しております。その結果、前年度より総額では2億6,080万円、4%増の66億8,750万9,000円となっています。

次に、281ページから285ページにかけての4款、地域支援事業費では、複合型フレイル予防プログラム事業、生活支援体制整備事業など介護予防に重点を置いた予算を計上した結果、1,869万5,000円増の3億8,551万8,000円となっています。

一方、歳入ですが、269ページに戻っていただいて、1款、介護保険料については平成30年度の各所得段階の人数を参考に推計し、前年に比べ1,553万円の減となっております。

そのほか、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、県支出金については、介護保険制度内の負担区分による財源としてそれぞれ予算計上をしております。

また、271ページ、272ページの7款、繰入金の一般会計介護給付費等の繰入金は、主に介護給付費、消費税増税に伴う低所得者保険料軽減の拡大により1億219万9,000円の増となっております。

以上、簡単ですが、議案第47号の補足説明です。御審議のほどよろしく申し上げます。
○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） それでは、議案第48号及び議案第49号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書の114ページ、115ページでございます。

まず、議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の33ページをごらんください。

第1条の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億5,900万円で、対前年度比2.8%の減でございます。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、34ページから35ページ、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条では、36ページの「第2表 地方債」について定めております。

第3条で、一時借入金の借り入れ最高額を3億8,000万円と定めてございます。

予算の詳細説明につきましては、別冊の予算説明書の298ページからをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款、分担金及び負担金では、下水道に接続があった場合の受益者分担金並びに受益者負担金は、加入見込み分を考慮し計上してございます。

2款、使用料及び手数料では、下水道使用料並びに指定工事店と責任技術者の登録手数料を計上しており、下水道使用料では当初における一般家庭、事業所及び公共施設の加入見込み分を考慮し、年間使用料金と算定してございます。

次に、3款、国庫支出金では1億5,740万円の計上で、社会資本整備総合交付金に係る対象管渠が弾力化され、交付金が前年度より増額となっております。

300ページの9款、市債では2億6,500万円で、交付金の増額により借入額が減となっております。

次に、301ページからの歳出でございますが、1款、総務費につきましては、前年度より減となっております。

302ページの1項、総務管理費、1目、一般管理費において、公共下水道全体計画更新事業として、平成23年度に策定した流域関連公共下水道全体計画を更新する調査業務の計上により増額となっておりますが、2目、施設管理費については、職員1名の減、303ページの19節 負担金補助及び交付金において計上しております流域下水道維持管理負担金が減となったため相殺され、若干の減となっております。

次に、2款、事業費、1項、事業費、1目、公共下水道事業費の事業内容につきましては、約12ヘクタールの面整備と新たに約8ヘクタールの区域について、供用開始を予定してございます。

また、304ページの18節、備品購入費には、防災力の向上を目的に災害時の停電対策として、発電機購入費用を計上してございます。

305ページの2目、流域下水道事業費では、紀の川中流流域下水道事業建設負担金における紀の川市の負担金を計上しております。

公共下水道事業特別会計については、以上でございます。

続きまして、議案第49号 平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊予算書の37ページをごらんください。

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ6,260万円と定めており、対前年度比は

42. 6%の増額となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、38ページから39ページ、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条では、40ページの第2表のとおり地方債について定めてございます。

第3条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,900万円と定めております。

予算の詳細説明につきましては、別冊の予算説明書の317ページからをござんください。

まず、歳入については、2款、使用料及び手数料の1項、使用料が676万円で、前年度より減となっております。要因といたしまして、公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算見込みによるものでございます。

次に、319ページからの歳出では、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、施設管理費が、前年度より増額となっております。要因といたしましては、公営企業会計導入に係る費用のほか、長寿命化計画で対応する施設設備修繕の最適設備構想による機能強化計画概要書の作成費用を計上しております。

農業集落排水事業特別会計については、以上でございます。2議案について、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案書116ページの議案第50号平成31年度紀の川市池田財産区特別会計予算から、議案書126ページの議案第60号平成31年度紀の川市平池財産区特別会計予算について、11議案につきまして一括説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

別冊の平成31年度予算書、41ページから73ページに記載しております池田財産区を初めとする各財産区の特別会計予算につきましては、それぞれ第1条で、歳入歳出予算の総額並びに歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めており、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成31年度予算の計上に当たっては、前年度実績等十分精査した上で、各財産区の管理運営に要する経費を中心に予算措置をさせていただきました。11財産区の予算総額は1,206万円で、前年度より110万円の減となっております。

以上、11議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を行います。

上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） それでは、議案第61号及び議案第62号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書の127ページ、128ページでございます。

まず、議案第61号 平成31年度紀の川市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の74ページをごらんください。

第2条で、業務の予定量を平成31年度、給水戸数を2万4,106戸、年間総給水量を643万3,000立方メートルと予測してございます。

第3条は、収益的収入及び支出に係る予算を定めてございます。

水道事業収益は、14億2,109万円を計上してございます。また、収益的支出では、13億5,188万2,000円を計上してございます。

第4条の資本的収入及び支出に係る予算を定めてございます。資本的収入は、4億6,264万1,000円を計上してございます。資本的支出では、11億2,459万9,000円を計上してございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する6億6,195万8,000円については、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

75ページの第5条では、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について。

第6条では、一時借入金の限度額について。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第8条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について。

第9条では、棚卸資産の購入限度額について定めてございます。

また、予算の詳細説明につきましては、別冊の予算説明書379ページからとなっておりますので、後ほど御高覧いただきますようお願い申し上げます。

水道事業会計については、以上でございます。

続きまして、議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の76ページをごらんください。

第2条で、業務の予定量を定めてございます。給水事業所数を9事業所、年間総給水量として42万5,700立方メートルを見込んでおります。

第3条では、収益的収入及び支出を定めており、工業用水道事業収益は4,501万2,000円で、対前年度並みとなっております。収益的支出は3,614万5,000円で、対前年度比は10.9%の減でございます。減額の要因は、営業費用の減額でございます。

第4条では、資本的収入及び支出を定めており、資本的収入は工事負担金の項目設定のみ。また、資本的支出では1,779万5,000円で、対前年度比は1.6%の増で、

増額の要因は企業債償還金の増額となっております。資本金収入額が資本金支出額に不足する額1,779万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものと予定しております。

第5条では、一時借入金の限度額について。

77ページの第6条では、予定支出の各項目の経費の金額の流用について。

第7条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について定めてございます。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を定めてございます。

予算の詳細説明につきましては、別冊の予算説明書414ページからとなっておりますので、後ほど御高覧いただきますようお願い申し上げます。

工業用水道事業会計については、以上でございます。2議案について、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案第63号について、補足説明させていただきます。

議案書の129ページをごらんください。

議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを御説明させていただきます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次の130ページ、131ページに記載のとおり、策定することについて辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、紀の川市における総合的かつ計画的な行財政の運営を図るため、平成31年度を目標年度とします辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するに当たり、県知事と協議し、総務大臣に提出するためでございます。

なお、辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定の主な目的は、次の130ページの2、公共的施設の整備を必要とする事情の（3）施設の整備を図ることが特に必要である事情に記載のとおり、当該辺地における生徒の通学送迎に必要なスクールバス運行について、平成32年度からスクールバス2台を確保し、広域的に点在する居住地域間の送迎を別ルートで運行することにより、生徒の負担軽減及び安全・安心な通学手段を確保するため、現行の1台にスクールバス1台の追加購入をするためでございます。

説明は以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推

薦についてから、議案第17号 農業委員会委員の任命についてまでの計24件につきましては、人事に関する案件でありますので、本日、直ちに採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から議案第17号までの計24件につきましては、本日、直ちに採決まで行うことに決しました。

それでは、まず諮問第1号から諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦についての計7件につきまして、一括して質疑を行います。ここで関係者の退席を求めます。

上中上下水道部長は、退席をお願いいたします。

〔上下水道部長 上中勝彦君 退席〕

○議長（坂本康隆君） それでは、諮問第1号から諮問第7号につきまして、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、諮問第1号から諮問第7号までの計7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、諮問第1号から諮問第7号までの7件につきまして、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、これより順次採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第2号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第3号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第4号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第5号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は、適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第6号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は、適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第7号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号は、適任者とすることに決しました。

ここで、上中上下水道部長の入場を許可いたします。

〔上下水道部長 上中勝彦君 入場〕

○議長（坂本康隆君） 続きまして、議案第1号 教育委員会教育長の任命について。

質疑に入る前に、教育委員会教育長の任命案件の審議については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」の審議の際に、参議院文教科学委員会において、「新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、任命同意に際し、議会においては所信聴取等、丁寧な対応を行うこと」と附帯決議がされています。

これに従い、貴志教育長から、所信を聴取したいと思います。これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、貴志教育長から、所信を聴取することとします。

貴志教育長、登壇し、所信の表明を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（登壇） 教育長任命同意に当たり、議会の貴重な時間をお借りいたしまして、所信を述べさせていただきます。

私は、これまで3年間、議員の皆様の御協力を得て教育行政を進めてくることができました。

その結果、教育環境が格段と充実し、子どもたちが安心して、落ちついて学校生活を送ることができ、学力も向上するなど一定の成果を上げることができたと考えております。

しかし、まだまだ取り組んでいかなければならないことも残されております。市長、教育委員会がより連携を密にし、意思疎通を図るとともに、市議会議員の皆様の御指導、御支援をいただきながら、紀の川市教育のさらなる充実・発展のため、微力ながら努めてまいり所存でございます。

第2次紀の川市長期総合計画では、「育み学ぶ元気なまち～ともに育み生涯学ぼう～」と目標を掲げています。

学校教育の分野におきましては、地域に根差した特色ある学校教育の充実によって、子どもたちが安全・安心な学校生活を送り、確かな学力とすこやかな体、思いやりのある心や感謝の心を育てまいります。

平成29年度に改訂された学習指導要領に対応し、これからの社会を生きていく子どもたちのより確かな学力の向上のため、三つの施策を柱に据えて取り組んでまいります。

一つ目は、紀の川市全教職員が子どもに対し、同じ思いを持って子どもの豊かな成長を図るため、「紀の川市学びのスタンダード」を作成し、「チーム学校」、「チーム紀の川市」の理念のもと、一丸となって取り組んでまいります。このことにより、学年間及び校種間の滑らかな接続ができるとともに、若手教員の育成にもつながり、紀の川市全体の教育力の向上につながります。

二つ目は、より実践的な英語教育の充実を図ります。2020年度から小学校5・6年生で、現行の外国語活動から英語が正式な教科となります。紀の川市では、2019年度から先行実施を行ってまいります。その授業内容の充実を図るため、市単独予算措置をお願いし、小学校外国語指導員を多数配置し、小学校教員の英語の授業力向上を図ってまいります。

三つ目は、学校図書環境の整備と充実をさらに図ってまいります。学校図書館を授業等で積極的な活用を行うことにより、子どもが読書を好きになり、読解力及び表現力の向上や語彙の拡大につながります。

生涯学習の分野においては、幅広い世代から伝統ある歴史や文化に触れながら生涯学ぶことにより、子どもも大人も元気に育ち学び続けることができるまちを目指してまいります。

これまで、市民の皆さんがみずからの意思と選択により学びたいときに学ぶことができるとともに、学びを通じて人と人がつながり合い、それぞれが学んだことを地域づくりに生かしていけるよう取り組んでまいりました。その手法として、地域共育コミュニティを取り入れ「地域に開かれた学校」を地域の方々のお力をお借りして、「子どもも大人もともに育ち育て合う」土壌づくりができてきたと自負しております。

今後は、その地域の教育力を基盤として、「地域とともにある学校づくり」を進めてまいりたいと考えております。

生涯スポーツの分野については、どうすれば市民の皆さんがスポーツ活動への関心を高めることができるかの課題を日本体育大学と連携し、より近代的で合理的でかつ親しみやすいスポーツ活動の指導をいただき、生涯を通して暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らせるよう取り組んでまいります。

以上で、私の所信とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） これより、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

質疑は終わりましたので、ここで関係者の退席を求めます。

貴志教育長は、退席願います。

〔教育長 貴志康弘君 退席〕

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、次に、議案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、同意することに決しました。

ここで、貴志教育長の入場を許可いたします。

〔教育長 貴志康弘君 入場〕

○議長（坂本康隆君） 貴志教育長にお伝えいたします。

議案第1号 教育委員会教育長の任命については、同意されましたことをお伝えいたします。

ここで、貴志教育長から発言を求められておりますので許可いたします。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（登壇） ただいま教育長2期目の任命につきまして、御同意をいただきありがとうございます。

教育長という職責の重さを考えると、改めて身が引き締まる思いでございます。これからも市長と十分に協議を尽くし、紀の川市の教育行政の発展のため、誠心誠意努力を重ねてまいります。

議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 続きまして、議案第2号から議案第17号 農業委員会委員の任命についての計16件につきまして、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号から議案第17号までの計16件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、次に、議案第2号から議案第17号までの16件に対して一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、これより順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第3号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第4号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第5号につきまして、これ同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第6号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第7号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第8号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第9号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第10号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第11号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第12号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第13号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第14号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第15号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第16号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第17号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、明後日、2月28日木曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 1時33分）